

村上市監査委員公表第3号

令和4年度

村上市三面財産区定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和5年2月24日

村上市監査委員

小 田 健 司

渡 辺 昌

令和4年度 村上市三面財産区定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、村上市三面財産区について、定期監査を実施したので、報告します。

1 監査の期間

自 令和4年12月15日
至 令和5年 2月24日

2 監査場所

村上市役所 第2委員会室

3 監査方法

令和3年12月1日から令和4年11月30日までの業務を監査の対象とした。その中から議会開催について関係書類を提出させ、事務事業の執行状況や財務処理が適正かつ効率的に行われているかを聴取の上、監査を実施した。

4 監査の結果

今年度は、財産区の現況把握のため、一部使用地の現地視察を実施した。使用地内においては、使用者を特定できない場所もあり、境界線の確認までには時間を要する状況であると報告されていた。

今後も財産区の適切な維持・管理に向けて、境界線確認等に取り組んでいただきたい。